

八尾市地区集会所整備補助金交付実施要領



(1) 補助金交付の目的

八尾市地区集会所整備補助金交付要綱に基づき、自治会等が実施する地区集会所の整備に対し補助金を交付することにより、自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与することを目的とします。

(2) 対象団体

一定の区域に住所を有する概ね100世帯以上の世帯によって形成された地域的な共同活動を行う自治会、町内会等の団体

(3) 対象事業

自治会等が行う次の事業（ア～カ）に対して、補助金を交付します。

- ア 地区集会所用地の取得
- イ 地区集会所の購入
- ウ 地区集会所の新築
- エ 地区集会所の建替え
- オ 地区集会所の増改築等
- カ 地区集会所の耐震診断

・建物の増改築等とは、建物の改築・増築・修繕・バリアフリー化に係る改修、耐震改修工事のことを言います。

(4) 補助金額

補助金区分		補助率	補助金上限額
土地	取得	2分の1	1,000万円
建物	購入		750万円
	新築		750万円
	建替え		750万円
	増改築等		500万円
	耐震診断		(木造) 10万円 (非木造) 50万円

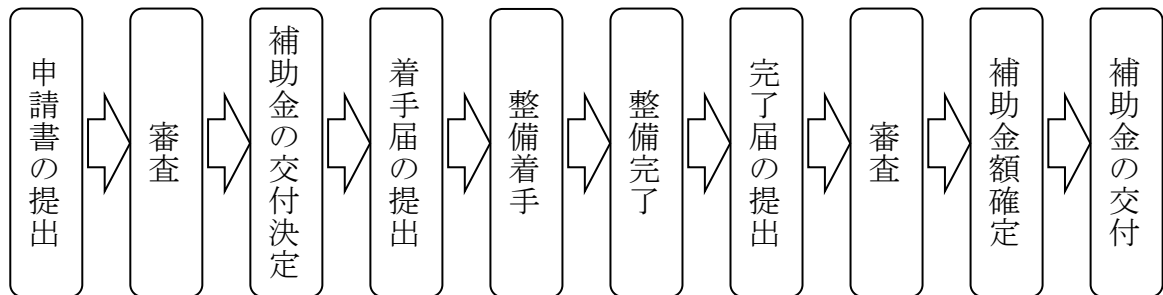
- ・建物の増改築等において、当該増改築等に係る工事費用が50万円（補助金額25万円）未満である場合は、補助の対象外となります。
- ・過去に補助金の交付を受けている自治会等については、上限額が異なる場合がありますので、担当者にご確認ください。
- ・補助金は、費用が全額支払われているのを確認してからの後払いになります。

(5) 補助金の対象となる経費

補助金区分		対象経費	対象外経費
土地	取得	・用地費 ・市長が認めた補償費 ・登記測量等の事務費	・土地の造成、整地に要する経費
建物	購入	・購入費 ・建物の改造費 ・ 備品購入に要する経費	
	新築・建替え	・基礎、柱、躯体、床、天井・屋根等の骨組造作及び仕上造作に対する工事費用 ・電気・給排水・ガス等の付帯設備に対する工事費用 ・門、柵、塀、植栽等外構に要する経費 ・ 備品購入に要する経費	・土地の造成、整地に要する経費 ・既存の建物の解体、撤去に要する経費 ・地域的共同活動に直接必要のない設備に係る経費
	増改築等	・基礎、柱、躯体、床、天井・屋根等の骨組造作及び仕上造作に対する工事費用 ・電気・給排水・ガス等の付帯設備に対する工事費用 ・門、柵、塀、植栽等外構に要する経費 ・バリアフリー改修工事に要する経費 ・補強等耐震改修工事に係る経費	・土地の造成、整地に要する経費 ・既存の建物の解体、撤去に要する経費 ・地域的共同活動に直接必要のない設備に係る経費 ・ 備品購入に要する経費
	耐震診断	・耐震診断及び予備診断に要した経費	・補修費 ・修繕費

（６）補助金交付までの主な流れ

八尾市地区集会所整備補助金が交付されるまでのイメージは次のとおりです。



- ・ 補助金の交付を受けるには、事前に申請書を提出していただき、交付決定後に整備着手していただく必要があります。
- ・ 補助金の交付を受けるには、交付決定後、当該年度末（３月３１日）までに整備が完了しなければなりません。

（７）提出書類

申請に必要な書補助金の交付申請には、次の書類の提出が必要となります。

- ア 地区集会所整備補助金交付申請書（様式第１号）
- イ 事業計画書（様式第２号）
- ウ 収支予算書（様式第３号）
- エ 見積書（２者以上）
- オ 設計図（用地の取得に係る補助金は除く。）
- カ 申請に係る地区集会所の敷地及び建物（新築、建替えする場合を除く。）に係る登記簿謄本
- キ 売主又は貸主が承諾していることを証明する書類
- ク 地区集会所の整備が地域住民の総意であることを証明する書類（様式第４号）
- ケ 付近見取図
- コ 申請団体の前年度の収支決算書
- サ その他市長が必要と認めるもの

- ・ 必要書類のうち、様式第１号から様式第４号までについては、八尾市コミュニティ政策推進課（市役所本館３階）に設置しておりますので、担当者にお声かけください。

※今後の提出書類

- ・ 補助対象事業に係る写真
- ・ 補助対象事業に係る費用を支払ったことを証明する書類（原本を提示し写しを提出すること。）
- ・ 地区集会所の管理・運営に関する規約
- ・ 建築確認申請を要するものにあつては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し

など

(8) 申請期日

具体的な日程は、次のとおりです。

対象	区分	申請時期
土地	取得	今年度実施分の受付は 終了しています。 ※ 次年度実施分は、今年度 <u>10月末日までに申請し てください。</u> ただし10月末日が土・ 日・祝日の場合は前営業 日までに申請してくださ い。
建物	購入	
	新築	
	建替え	
	増改築等 (工事費200万円以上)	
	増改築等 (工事費50万円以上200万円未満)	今年度随時受付しています。
	耐震診断	

- ・申請される補助金の区分により受付時期が異なりますので、ご注意ください。
- ・申請書類の全てがそろっていないと、受理できません。
- ・予算の関係上、翌年度以降の対象事業になる場合があります。

(9) 申請書の提出先

〒581-0003
八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階
八尾市 人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課
TEL：072-924-3827
FAX：072-992-1021



八尾市地区集会所家賃等補助金交付実施要領



(1) 補助金交付の目的

八尾市地区集会所家賃等補助金交付要綱に基づき、自治会等が地区集会所の家賃等を負担している場合において、当該自治会等に対し補助金を交付することにより、自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与することを目的とします。

(2) 対象団体

一定の区域に住所を有する概ね100世帯以上の世帯によって形成された地域的な共同活動を行う自治会、町内会等の団体

(3) 対象事業

地区集会所の家賃等を負担する自治会等に対して、補助金を交付します。

- ・家賃等とは、家賃、地代、敷金、礼金、保証金その他の賃借に要する費用のことを言います。ただし、契約解除時に返還されるものを除きます。

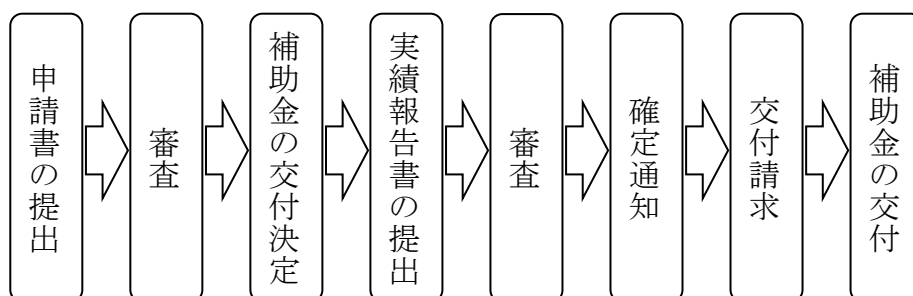
(4) 補助金額

対象	補助率	上限額	交付期間	申請時期
家賃・地代	2分の1	30万円	集会所として使用する期間	当年度12月末日 ※ 末日が土・日・祝日の場合は 前営業日まで。

- ・補助金は、家賃等が全額支払われているのを確認してからの後払いになります。

(5) 補助金交付までの主な流れ

八尾市地区集会所家賃等補助金が交付されるまでのイメージは次のとおりです。



(6) 申請に必要な書類

補助金の交付申請には、次の書類の提出が必要となります。

- ア 地区集会所家賃等補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 賃貸借に関する契約書
- ウ 申請に係る地区集会所の敷地及び建物に係る登記簿謄本
- エ 家賃等補助金の交付申請が地域住民の総意であることを証明する書類（様式第2号）
- オ 付近見取図
- カ 申請団体の前年度の収支決算書
- キ その他市長が必要と認めるもの

- ・ 必要書類のうち、様式第1号と様式第2号については、八尾市コミュニティ政策推進課（市役所本館3階）に設置しておりますので、担当者にお声かけください。
- ・ 前年度に引き続いて申請する場合であって契約内容等に変更がないときは、イからオまでの書類は必要ありません。

(7) 実績報告に必要な書類

実績報告には、次の書類の提出が必要となります。

- ア 地区集会所家賃等補助金実績報告書（様式第4号）
- イ 収支決算書（様式第5号）
- ウ 当該年度内に負担した家賃等の領収書又はその他家賃等を負担したことを証明する書類（原本を提示し、写しを提出）
- エ その他市長が必要と認めるもの

(8) 申請書の提出先

〒581-0003
八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階
八尾市 人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課
TEL：072-924-3827
FAX：072-992-1021

